

塩竈市産業建設部所管施設に係るネーミングライツ（命名権）パートナー募集要項

1. ネーミングライツパートナー募集の目的

市有財産の有効活用により歳入確保を図り、安定的な財源を確保することにより、持続可能な施設の運営と市民サービスの向上を図ることを目的としてネーミングライツ（愛称を命名する権利）を取得する企業（以下「パートナー」という。）を募集するものです。

2. ネーミングライツの対象

別紙に記載する塩竈市産業建設部所管施設の愛称の命名

3. パートナーメリット

(1) 当該施設への愛称の表示

当該施設に企業名（店舗名、業種名、企業ロゴを含む。）や商品名を含む愛称、地域への復興応援メッセージを表示することができます。

(2) 市ホームページへの掲載

当該施設の愛称とパートナーの名称のほか、パートナーが清掃美化などの地域貢献の場として当該施設を活用された場合には、その旨をホームページ上に掲載します。

(3) パートナーの管理する広告媒体への表示

パートナーの管理する媒体（ホームページ、出版物など）で、ネーミングライツの取得をしていることを表示することができます。

(4) 施設利用権（公園施設に限る。）

パートナーの希望する日（年1回）の当該公園独占使用権（日時、使用内容などについては、市土木課と協議の上決定します。ただし独占使用については、初年度を除き年度末までに次年度分の協議を行うこととします。）

4. 募集要件

(1) 契約期間

契約日の年を含む原則3年以上で最終年の年度末までとし、契約期間の満了に当たり、契約更新の希望がある場合には優先交渉権を付与します。

契約期間には愛称の表示準備と消去に係る期間が含まれます。

(2) 命名権料

提案金額は、別紙の最低募集金額（消費税及び地方消費税を含む）以上とします。

なお、契約期間に1月未満の端数がある場合には、15日未満の場合はこれを切り捨て、15日以上の場合は1月として計算します。

(3) 命名権料の納付

命名権料は、市が発行する納入通知書により、納入期日まで納入いただきます。納入期日は、パートナーとの契約で定める期日としますが、初年度は契約から一月以内一括して納付し、次年度以降は市の会計年度ごとに、各年度分を4月30日までに一括して納入していただくことを基本とします。

(4) パートナーの要件

「塩竈市有料広告掲載に関する要綱」第3条及び「塩竈市有料広告掲載に関する基準」第3条に定める要件のほか、下記の事項を満たす企業を対象とします。

- ①地域貢献や文化・スポーツの振興、環境保全などの社会貢献活動を行うなどパートナーとしてふさわしい企業
- ②情報公開を推進し、法令遵守に高い意識を有し、管理体制が整っている企業
- ③財務状況及び経営組織が健全な企業
- ④契約年度の前年（前年度）までの法人税、消費税、地方消費税及び市税などに滞納がないこと

(5) 当該施設へ表示する際の要件

- ①表示する愛称は、パートナーの企業名（店舗名、業種名、企業ロゴを含む。）や商品名と施設名となります。また、地域への復興応援メッセージを表示することができます。

例：「企業名（店舗名、業種名、企業ロゴを含む。）＋商品名＋マリンドッキ塩釜」

：「がんばろう〇〇＋企業名（店舗名、業種名、企業ロゴを含む。）＋清水沢公園」

- ②文字は、日本語及び英語、アルファベットに限ります。
- ③企業ロゴやマークについては、パートナーが権利を有する登録商標である場合に限りします。
- ④契約期間中の愛称又は表示内容の変更は、原則としてできません。
- ⑤表示物はパートナーと市土木課で協議（設置位置、設置方法、大きさなど）の上決定します。
※該当施設が歩道橋などの時は、表示面積は、1桁につき7㎡までとします。
- ⑥施設の構造などにより、表示可能な位置が限られる場合があります。また、愛称の表示に伴う公共物の移動はできません。
- ⑦文字色は単色とし、蛍光色、反射性のある色は使用できません。地色は白又は淡色とします。また、電光式、照明式による表示はできません。
- ⑧信号機・道路標識などと誤認されるおそれのある色の使用や配色はできません。また、彩度が6を超える色（赤、赤黄、黄の場合は彩度が8を超える色）を使用することはできません。既設の信号機・道路標識の位置から適切な間隔を空けるものとします。
- ⑨表示に係る費用、契約満了後の撤去・原状回復に係る費用及び表示に伴い設置した表示物の維持管理についてはパートナーの負担となります。
- ⑩契約期間中において、当該施設に改修の必要が生じた場合（パートナーの責めに帰すべき事由によるものを除く。）には、愛称を表示する期間を変更することがあります。この場合には、協議によりその期間に応じた命名権料の還付又は減額を行います。

5. 応募方法

(1) 応募期間

別紙に定める各施設の募集開始日以降、随時受付を行います。応募のあった施設については、申請日の属する月の月末で応募を締め切ります。(月末が閉庁日にあたる場合は次の開庁日まで受け付けるものとし、郵送の場合は次の開庁日まで必着とします。)

(2) 提出方法

持参又は書留・特定記録により提出してください。提出書類に記載された事項は、本件に関する以外には一切使用しません。なお、提出書類は返却しません。

※持参の場合の受付時間：平日9時から17時

(3) 提出書類

①ネーミングライツパートナー応募申込書(様式1)

②企業の概要及び直近3か年の財務諸表

(貸借対照表、損益計算書その他団体の財務状況を示す書類)

③法令遵守に関する自己申告書(様式2)

④法令遵守に対する企業内の管理体制と社内ルールなどの整備状況などを示す関係資料

(コンプライアンス規定など)

⑤商業・法人登記簿謄本

(現在事項証明書)(申請日前3か月以内に取得したもの)

⑥納税に関する証明書

イ. 塩竈市の市税に滞納が無いことの証明

(法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税など各納税証明書)

ロ. 税務署の発行する納税証明書(消費税地方消費税)

⑦社会貢献活動などの実績及び今後の計画

⑧暴力団排除条例に係る誓約書(様式3)

※提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用は応募者の負担とさせていただきます。

(4) 提出部数

正本及び副本の2部を提出してください。

※提出後における提出書類の差し替え、追加などは認めません。

(5) 応募書類提出先

別紙に記載の各施設担当課へ提出して下さい。

(6) お問い合わせ

御不明な点については、以下の方法により別紙に記載の各施設担当課までお問合せください。

①方 法 電子メール、郵送

②回答方法 お問合せに対しては、その都度回答するとともに、情報提供の公平性を期すた

め、回答内容などを市ホームページに掲載し、回答一覧を備え付けます。

6. 選定方法

提出していただいた書類をもとに、企業情報及び法令遵守の状況、愛称、金額などを総合的に判断し、応募企業の中からパートナーを選定します。

7. 選定結果の通知及び公表

- (1) 選定結果は全ての応募者に通知します。また、選定されたパートナーは公表します。
- (2) 応募内容及び選定などについては、塩竈市情報公開条例に基づき取り扱うものとします。

8. 契約の締結

選定されたパートナーと最終的な協議を経て、市とパートナーとの間で契約を締結します。

9. 契約の解除

契約期間中、パートナーが「4. (4)パートナーの要件」に規定する要件を満たさないこととなった場合、若しくは満たしていないことが明らかになった場合、又は社会的信用を損なう行為などにより市若しくは施設のイメージが損なわれた場合若しくは損なわれる恐れがある場合などパートナーとすることが適当でないと認められる場合には、市は契約を取り消し、又は解除することがあります。この場合、契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします。

10. 応募の辞退

申込書提出後に辞退する場合は、各施設担当課に辞退届（様式は任意）を提出した日の月の月末までに提出して下さい。なお、提出方法は郵送又は電子メールとします。

11. その他

この募集要項に記載のない事項については、「塩竈市有料広告掲載に関する要綱」及び「塩竈市有料広告掲載に関する基準」によるものとします。

別紙 塩竈市産業建設部所管施設ネーミングライツパートナー募集対象施設

No.	公園名	所在地	最低募集価格 (年額・税込み)	募集開始日	担当課	備考
1	マリンデッキ塩釜	塩竈市海岸通299他	300,000円	令和4年7月1日から	塩竈市産業建設部土木課 電話：022-364-1118 メールアドレス dobokukakari@city.shiogama.miyagi.jp	隣接する港湾道路 平日12時間当たりの交通量 14,360台
2	清水沢公園	塩竈市清水沢1丁目5-81	200,000円	令和4年7月1日から		年間27回程度の各種大会開催 (R4年度)
3	北浜公園	塩竈市北浜4丁目167	100,000円	令和4年7月1日から		隣接する市道北浜沢乙線 平日12時間当たりの交通量 17,281台